

Title	『チェンバーズ経済書』と福沢諭吉：幕末における西欧経済学研究の一齣
Sub Title	Chambers' book on political economy and Fukuzawa Yukichi : a phase of the study on Western economics in the age of last period of Tokugawa shogunate
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1991
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.84, No.1 (1991. 4) ,p.81- 99
JaLC DOI	10.14991/001.19910401-0081
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19910401-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『チェンバーズ経済書』と福沢諭吉

——幕末における西欧経済学研究の一齣——

飯 田 鼎

- (一) はしがき
- (二) 『チェンバーズ経済書』の著者——アルバート・クレイグ教授の発見
- (三) J・H・バートンと福沢諭吉
- (四) ヒューム、バートン、福沢諭吉

(一)

福沢諭吉の『西洋事情』が、幕藩体制の危機迫る慶応二（1866）年初冬、尚古堂から出版されたが、この著作は、安政の条約締結により、外国人が渡来、江戸および横浜、長崎、箱館において商業や貿易活動に従事し、またこれらの都市に条約諸国の公館が設けられ、本格的な外交交渉が展開されはじめた時期であったため、西欧の知識に飢えていた武士層を中心とする知識階級は勿論、一般庶民にも大いに歓迎され、また異常な衝撃を与えた。

この著書の売れ行きのすさまじさには、福沢自身驚いたらしく、明治三十年、『福沢全集 緒言』のなかで、「西洋事情は余が著譯中最も広く世に行はれ、最も能く人の目に触れたる書にして、其初編の如き著者の手より発売したる部数も十五万部に下らず、之に加ふるに当時上方辺流行の偽版を以てすれば二十万乃至二十五万部は間違ひなかる可し」とのべている⁽¹⁾ほどである。

『西洋事情』は、初編三冊、外編三冊、二編四冊より成り、それぞれ慶応二年、同三年および明治三年に刊行された。富田正文博士の解説（後記）によれば、「福沢は最初この書を初編、二編それぞれ三冊ずつの六冊本とし、合衆国、^{おらんた} 荷蘭、^{ろしあ} 英国、^{ふらんす} 魯西亞、^{ぽるとが} 仏蘭西、^{ぜるまん} 葡萄牙、^{ぶろしや} 日耳曼総論、普魯士の各国を説くつもりであったようである。ところが、初編三冊を出してから少しく考が変り、西洋の社会事情一般の説明がなくて、各国の歴史、政治、財政、軍備などを説いても、わかりにくいであろうとの配慮から、チェンバーズの経済書（Chambers' Educational Course, Political Economy for Use in Schools, and for Private Instruction）の一部を主とし、他の諸書を撮譯して外編三冊を著⁽²⁾はした」とのべておられる。

注（1） 慶應義塾編『福沢諭吉全集』、第一巻、26頁。昭和33年、岩波書店。

（2） 前掲書、615頁。

そこで、チェンバーズの経済書について、福沢自身の言うところをきいてみよう。

チャンブル氏の経済書は、書中論説の大段を兩部に分ち、前部には人間交際の道より各国の分立する所以、各国の交際、政府の起る所以、政府の体裁、国法、風俗及び人民教育等の箇条を説き、これを「ソサイヤルエコノミー」とし、後部には経国済世の事件を論じ、これを「ポリチカルエコノミー」とす。然るに頃日社友神田氏所譯の経済小学二冊を得て之を閲するに、其事實第二段に載する所と略相似たれば、畢竟又大同小異の書に過ず。因て余は唯本書中、^{はじめ}首の一段を譯し、其余経済論の詳なるは、姑く擱して之を小学に譲れり。故に此書を読む者は、必ず経済小学と参考して、⁽³⁾ 始て全鼎の真味を知る可し……

チェンバーズの経済書の一部を翻訳紹介するという福沢の啓蒙的活動は、当然、彼がこの著作の内容から、何らか深い影響をうけ、読者に西洋文明の本質理解を得させようとする努力にはかならない。後に明治十六年、福沢は『慶應義塾紀事』（明治十六年）において、「本塾創立の初に当ては学問の規則とて特に定めたるものなし。唯英文を読んで其義を解することを勉め、万延元年に至て亜国開版の原書数部と「ウェプストル」の辞書一冊を得たり（日本国へ英辞書輸入の初ならん）。之を本塾蔵書の初として、其他に当時政府の筋より私に^{ひそか}数部の英書を借用し、又一年を隔て文久二年英国開版の物理書、地理書、學術韻府等の書に併せて経済書一冊を得たり。即ち「チャンブル」氏教育読本中経済の一小冊子にして、⁽⁴⁾ 当時は日本國中稀有の珍書なりき」と、のべている。

福沢は、この経済書を、文久二（1862）年、二市（江戸、大阪）二港（兵庫〔神戸〕および新潟）の開港延期とロシアとの樺太における国境確定の任務を帯びる文久遣欧使節の一員として参加した折りに入手したと思われるが、不思議なことに、この経済書には William and Robert Chambers という、エディンバラに本拠があり、ロンドンに支店をもつ出版社は記されているが、著者の氏名は見当らず、いわゆる匿名の著書であることである。

この場合、つぎの二つのことが問題となろう。第一に、その著者は一体誰か、そしてつぎに当然のことながら、^{何故に}匿名にしなければならなかったか、ということである。この点について、故高橋誠一郎氏が、つぎのように語っておられるのは示唆的というべきであろう。

「先生は、どこで、どうして手に入れられたものか、万延元（1860）年に始まるその幕府翻訳局出仕時代から、早くもこの経済書を所持しておられるということであるが、私がロンドンの古本屋で見つけて久しく所蔵していたものは一八七〇年版である」⁽⁵⁾

ただ、このチェンバーズの経済書を、福沢が幕府翻訳局出仕時代から持っていたかどうかは必ずしも明らかではない。福沢が、安政五（1858）年秋、築地鉄砲洲中津奥平藩中屋敷に、藩命により蘭学塾を開いた。恐らく翌年の春から夏にかけての頃、福沢は、横浜見物の折り、オランダ語が国際語として通用しないという現実⁽⁶⁾に直面し、急遽、英語の学習に転換したことはよく知られている。

注（3） 前掲書、385～386頁。

（4） 『福沢論吉全集』、第十九卷、413頁。

（5） 高橋誠一郎、「チェンバーズ経済書」、『福沢論吉全集』、第一卷、附録、所収。

このようにして、英語学習を始めて間もなく、安政六年初冬、すなわち、その年の暮れ、遣米使節派遣の計画が具体化し、福沢は、司令木村撰津守の従僕の資格で最初のアメリカ渡航の機会を得た。

こうした英学発心の時期に福沢が、この経済書をどこからか入手したものであろうか。その入手経路は明らかでないが、自叙伝の叙述からすると、1860年の頃のものである。これはおそらく、『自伝』の内容が、最晩年の口述筆記であることもあり、文久二（1862）年、遣欧使節の一員として訪欧した際に購入したものであるのを、記憶違いでのべているのではないか、と思われる。

迂路に立入りすぎたが、ともかく、Chambersの経済書の著者が一体、誰であるか、そしてどのような理由で、その氏名を明らかにしなかったのか、という疑問は、依然として残る。

(二)

ところが、幸いなことに、最近、年来、日本経済学史研究者にとって、解き難い謎であった Chambers 社発行の経済書の著者が判明すると同時に、匿名の動機も明らかになった。

慶應義塾は、安政5（1858）年、築地鉄砲洲にあった中津奥平藩中屋敷に、蘭学塾として誕生をみたが、昭和58（1983）年、創立125周年を迎え、記念祝典と同時に、記念講演会が、三田山上で開催された。席上、ハーバード大学歴史学教授、アルバート・クレイグ氏（Albert M. Craig）は、チェンバーズの経済書の著者と福沢諭吉との関係について講演を行い、その匿名の著者は、デイヴィッド・ヒューム（David Hume）の研究者として知られるジョン・ヒル・バートン（John Hill Burton）であることを明らかにされた。幸い、その講演原稿を基礎にまとめられたクレイグ教授の論文が公表されたので、いまその真相を知ることができるというわけである。⁽⁶⁾

クレイグ教授は、つぎのように問題を提起される。

チェンバーズ版の著者は誰であるにせよ、福沢の初期の思想を形作るに際して、彼は決定的な役割を果たし、彼を通じて明治初期の日本の思想も形作られたのである。それで原著者を見つけることは福沢の仕事を理解する助けになるので、私は彼を追ってみることにした。⁽⁷⁾

クレイグ教授はまず、慶應義塾図書館所蔵の洋書のなかで、チェンバーズ社の出版にかかる経済関係の別の著作を発見しようと調査したが、見出すことができず、結局、ハーバード大学ワイドナー図書館で、ジョン・ヒル・バートンの著作、『政治・社会経済学—その実際的応用』*Political and Social Economy: Its Practical Application*, 1849が、チェンバーズ社から出版されていることを確認した。しかもその発行は、福沢が深く影響された経済書に先立つこと三年、1849年の刊行で

注（6） Albert M. Craig, *John Hill Burton and Fukuzawa Yukichi*, 慶應義塾福沢研究センター編『近代日本研究』I, 1984, 所収。この論文は、慶應義塾大学、西川俊作商学部教授によって邦訳され、福沢諭吉協会（東京都港区三田二丁目14-5、フロイントウ三田507号、tel 3454-1985）刊行の機関誌『福沢諭吉年鑑』11, 12「ジョン・ヒル・バートンと福沢諭吉—『西洋事情外編』の原著は誰が書いたか」として発表されて筆者もこの訳文を参照したが、引用文は必ずしもこの訳文に依らないことを付記する。

（7） A. M. Craig, *ibid.*, 『近代日本研究』, p. 236頁。

あったことが注目をひく（福沢が影響をうけた「チェンバーズ経済書」を PE, パートンの著作については PSE と、以下略称する）。

クレイグ教授が、この両著作を検討した結果を、要約的に書くとすれば、まず第一に、「文体は似通っていないこともないが、PSE は、[PE に比べて] より素気なく、実際に触れることが多くて、やや読みづらい」。しかし「パートンが両書の著者であることを示唆するような材料および引例の重複も十分に⁽⁹⁾ある」といわれる。

しかし類似性と同時に相違もあり、「同一の材料に異なった説明を与えているといった哲学的な相違はとくに多い」という。クレイグ教授は、PSE のなかから、具体的に引用して読者に訴えるわけであるが、この両者の相違で特徴的な点は、ひとつは、PSE に比較して、後年に出た PE は人間の本性をより高く評価していることであるといわれる。はじめに出た PSE においては、「文明開化したヨーロッパ人は、法という外からの力によって制約されているにすぎない⁽¹⁰⁾」とし、文明人といえども外部からの干渉や教化によって、野蛮な状態への復帰を防止しないならば、いつしか怠惰な未開状態に逆戻りしてしまうという、人類の文明にたいするある種の悲観論に彩られているのたしいし、PE では、「それは野蛮状態を自然としている点では同じだが、しかし、文明状態もまた自然だと論じている……」。PE に従うと、「人間には前者から後者の段階に進もうとする自然的な性向がある」という。

PSE の場合は、法という外部からの力による制約がなければ、文明状態も永続させず、野蛮状態に逆戻りするという消極的な文明観にたいして、恰もこれを修正するかのように、PE では、「野蛮状態から文明状態への自然的な傾向がある」として、楽観論を展開し、同時にまた、この PSE と PE との人間の本性についての評価において、興味深い対比を示していることを、指摘される。すなわち、PSE では、「……人はすべて自然状態では平等であるという云い分ほど、嘘八百で、愚かしいものはない」と主張しているのたしいし、PE では、「肌の色を問わず、人はみな自然法によって、自分自身の体をその財産としてもっている。人は自分自身のものである。普通の言葉でいえば、人は生まれながらにして自由なのである」。市民社会における自由と平等という基本原理についての解釈として、ここには、ジェレミー・ベンサム、そしてその思想的後継者ともいべきジョン・スチュアート・ミル (John Stuart Mill) を想わせるが、この点については後にふれることとして、ともかく、クレイグ教授が、PSE と PE とを、その内容を比較検討して得た結論として、「これらの相違はあるものの、PSE と PE とを一人の著者が書いたということは、ありうることであろうか

注(8) クレイグ教授が、慶應義塾図書館を調べられた後と思われるが、リプリント版が発行された (John Hill Burton, *Political and Social Economy, Its Practical Application, with an Introduction Essay, "John Hill Burton and Popular Economic Thought in the Age of John Stuart Mill, by Joseph Dorfman* (Reprints of Economic Classics, New York, 1970)。筆者の引用も、このリプリント版による。

(9) 前掲書、235頁。

(10) 前掲書、234頁 (Craig 教授の論文は、『近代日本研究』の巻末から始まるため、頁の順序は、邦文と逆になっていることに注意)。

？」という、やや懐疑的な推論が浮び上るだけであった。

このような著作の面からの検討では、二つの著作が、同一の著者によって書かれたという確認を得ることが出来なかったクレイグ教授は、1980年2月、エディンバラの W. and R. Chambers 社を訪れ、そこで著作執筆料領収書などを検討した結果、福沢が愛読し、大きな影響をうけたといわれる『チェンバーズ経済書』は、明らかに、ジョン・ヒル・バートンの著作であることを確認したのであった。

その経緯について、クレイグ氏の説明を要約すれば、つぎのようである。

チェンバーズ社が保存していた領収書のなかに、1849年1月12日付で、J・H・バートンの署名のある、『社会・政治経済学』の著作権代金として、金百ポンド領収書を見出したクレイグ教授は、さらに、1851年11月7日付で、同一署名のある「ウィリアム、ロバート・チェンバーズより、政治・社会経済学原理にかんする同社教育叢書の執筆に対する一括支払として五十ポンド・スターリングを領収、同書の著作権はかれらに帰属する……」という文書を見つけ出した。

以上の経過によって、ジョン・ヒル・バートンこそが、福沢が珍重し耽読したのであろう『チェンバーズ経済書』の著者であったことは紛れもない事実となったが、しかしそれだけでは、この書物を、何故にバートンは匿名にしなければならなかったか、その理由は明らかではない。これらの文書のなかから発見された「1851年教育叢書、政治経済学にかんするバートン氏との約定書」によれば、

「バートン氏は、教育叢書の性格に適合させるのに必要な改訂、そのほか文体や配列の変更の指示に従わねばならない。チェンバーズ両氏は、最終的に適当と考える変更を加えてもよいものとする。バートン氏は、校正刷を改訂することができる。バートン氏への報酬五十ポンドは最終の改訂後に支払われる⁽¹¹⁾」。

要するに、チェンバーズ社は、PE の出版に際して、文体や配列のような書物の内容にかかわる本質的ともいふべき問題について、変更を加えてもよいということを、この契約書は示しているのであって、著者の立場からすれば、「全責任を負いかねる」と考えたのはきわめて自然であった。だとすれば、つぎに問題となるのは、果してこの書に実際に変更が施されたかどうかということであろう。

もし仮に、チェンバーズ社が、バートンの説に修正を行い、あるいは配列に変更を加える必要がおこった場合、考えられることは、出版社と著者との間に何らかの交渉が行われ、そのような過程を物語る文書が交換されることが考えられる。このように推論したクレイグ教授は、国立スコットランド文書館 (National Library of Scotland) に赴き、そこで、W. and R. Chambers 社の「書翰綴り」と「J・H・バートン文書」を調べた。またバートンの日記も調べてみたが、PE に関係のあるものはなかった⁽¹²⁾。

注 (11) 前掲書、229頁。

(12) 前掲書、228～229頁。

してみると、PEの内容にかんして、チェンバース社側が、何らかの変更や修正を施さなかったとみるべきが自然であろう。それにしても、パートンは、自分の著作であるにもかかわらず、啓蒙書としての性格から、出版者の営利上の目的と妥協することにある種の違和感を抱いていたことは明らかで、学者としてのその潔癖な態度は評価に値しよう。それにしても、このジョン・ヒル・パートンとは、一体どのような人物であったのだろうか。クレイグ教授は、彼の出自についても、興味深いエピソードを物語ってくれる。

パートンは、1809年、スコットランドのアバディーンに生まれた。1806年、ジョン・スチュアート・ミルがロンドンで誕生しているので、二人は同時代人である。陸軍中尉であった父は、彼が十歳の時に死亡したが、まともな教育を受けることができ、奨学金をうけてアバディーン大学を卒業、一時、作家を志したり、弁護士になったりしたが、結局成功せず、文筆によってその後の生活を支えなければならなかった。「パートンは驚くほど多作な作家 (an amazingly prolific writer) であった⁽¹³⁾」とクレイグが書いているように、歴史の入門書、詩、短篇小説を書いているかと思うと、『スコットランド法律マニュアル』を監修、ベンサム⁽¹⁴⁾の著作集を編集するほど、その文筆活動は多方面に亘っていた。だが、1846年に、ディヴィッド・ヒュームの伝記を書いたことによって、文筆上の名声が確立したといわれる。この点について、クレイグ教授のつぎのような理解は示唆的である。すなわち、「パートンには想像力が欠けていたため、人間としてのヒュームの描写にはいささか活力がない代わりに、思想家としての彼を十分に理解し、経済学者としてのヒュームの独創性を的確に認識している、と云わなくてはならない」という⁽¹⁴⁾。

ヒュームを卓越した経済学者として理解することは、彼の哲学的な思想体系についての深い造詣が前提となっているはずであろう。クレイグ氏は、ヒュームとパートンの著作活動との関連については、何故に関心をもたないのであろうか。PSEとPE、その両者に宿る共通する思想の系譜、あるいはその断絶の模様を辿りながら、福沢の思想への投影がどのように形づくられたか、この問題に焦点を絞りながらも、重要なことは、ここでクレイグ氏は、ヒュームとパートンとの思想的脈絡については、まったく注意を払われていないことである。筆者は、この点に疑問を感じざるをえない。

クレイグ教授は、パートンの思想および業績を四つの点に整理し、福沢にあたえた影響を考察するが、彼が、ヒュームの思想的独創性を把握していたとすれば、ヒュームの思想が、パートンを媒介にして、言い換えれば、パートンのヒューム理解が、何程か福沢論吉の思想形成に貢献していると考えすることはできないであろうか。この問題こそが筆者のここでの論点のひとつである。それはともかくクレイグ教授はパートン評価について、以下の四点に要約していることに注目しよう。

まず第一に、「パートンは著作者であって哲学者ではなかった。彼の初期の仕事は大部分、金目当の売文業であった」。クレイグ教授は、彼の二度目の妻の証言によって、彼の名声は、編集者、伝

注 (13) 前掲書、227頁。

(14) 前掲書、227～226頁。

記作家、歴史家として得られたもので、「彼に思想的な立場がなかったわけではなく、ただ主題を変えるにつれてその視野は移り変わったのである」とつき放すようにのべているのは、些か手厳しい感じがする。しかし、「パートンの著作があれほど多くの異なった文脈にわたっていたかたなら、かれはもっと首尾一貫性を保つことができたことであろう⁽¹⁵⁾」という推測も尤もではある。

第二に、クレイグ教授は、PSEはPEの二倍を超える長さを持ち、前者は、後者より真剣で本格的な仕事（more serious and substantial work⁽¹⁶⁾）で、その焦点は、資本、労働、生産、富などの古典派経済学における標準的なトピックスに絞られている点を指摘し、PSEとPEとの関係のなかで、注目すべき特徴として、社会主義ならびに共産主義へのアプローチおよび彼のその思想にたいする敵対的な態度をあげている。福沢が、この時点で社会主義について、どの程度の認識をもっていたかは必ずしも明らかではないが、⁽¹⁷⁾ 少なくとも社会主義へのパートンの論及が、ヒュームよりは、むしろ同時代人としてのJ・S・ミルなどの影響が考えられよう。クレイグ氏はこれについては、具体的にふれるところがない。

つぎに第三に、クレイグ教授の意見では、PSEは、「教育をうけた読者向けの啓蒙書」として書かれたのに対し、PEは、「自己啓発を望む大人向けに書かれたもので、大衆にすぐ受け入れられるような理念で表わされていた⁽¹⁸⁾」ということになるが、この点は、今日、われわれが、福沢に影響をあたえたPEを読めば、納得できよう。最後に重要なのは、第四の問題で、クレイグ教授の解釈によれば、「一八四九年と一八五二年のあいだに、パートンの生活と思想に変化が生じた」という推定である。その理由としてクレイグ教授は、パートンが、『ベンサム著作集』および『ベンサム語録』の編集者であるとしても、「パートンがそれほど熱心なベンサムの徒であったかどうかは疑問である」といわれる。筆者はこの懐疑が、必ずしも充分な確認があつてのことではないのではないかと、考えるものである。「ベンサムは他のどの理念よりも自然法という理念を徹底的に馬鹿にしていた⁽¹⁹⁾」ところからして、アバディーン大学以来、自然法に深く影響されていたパートンには受け入れ難いものがあつた、と推理されるが、ただ、「パートンがベンサム主義を離れて、もっと感傷的なスコットランド哲学派に復帰しつつあつたのであれば、妻の死はこの復帰を早めたのかもしれない」とのべているのは、どうであろうか。想像と臆測が勝ちすぎているように思われる。

ここでクレイグ教授の論点は、パートンの経済学からその哲学ないし思想へと推移し、その福沢への影響を、経済学と同時に哲学の面から考察しようとしている。筆者は、パートンの福沢の思想形成への貢献において、その哲学と同時に、経済学、とりわけ彼によって媒介されたヒュームの経

注 (15) 前掲書、225頁。

(16) 前掲書、225頁。

(17) 『唐人往来』は、福沢が、もっとも早い時期に、西洋の事情を日本に紹介したものとして知られているが、ここでは、とくにヨーロッパの社会思想についてはふれるところがない。やはり『西洋事情』をもって最初の西欧思想の解説書とすべきであろう。

(18) 前掲書、224頁。

(19) 前掲書、224頁。

済思想が福沢に色濃く投影しているのではないかという素朴な問題関心をもつが、クレイグ氏は、哲学や理念の面で、パートンの福沢への感化に、より深い洞察を試みる。だがこの点については筆者は、経済思想の面での影響も重視したいと思う。

パートンはスコットランドの偉大な思想家達の伝統の末端に立っていた。一八世紀のスコットランドは、思想への貢献においてはイングランドよりも重要であったとすら、論ずることができる。指導的な思想家としては、社会経済思想でアダム・スミス、ミラー、ファーガソン、哲学ではヒューム、リード、スチュアート、ハミルトンがいた。ヒュームはこれらの哲学者のなかでもっとも偉大であったが、しかし彼の懐疑主義は代表的なものではなかった。大部分の哲学者の特徴は、宗教への共感にあった。ヒュームの懐疑主義への反動から、彼らは、理性と宗教とを調和させようと試みたのである⁽²⁰⁾

多くのスコットランドの哲学者のうちで、無神論ともいべきヒュームの懐疑主義よりは、ハミルトン等の影響下に、理神論者であったことを、「エписコパリアンとして育てられ、生涯を通じてこの派の教会で終始、中庸派 (Moderate party) に属していた」という彼の妻の証言と、彼が、「神をば自然に見出される法則の創造者とみなし、人間はこれらの法則をただ経験的研究によってのみ知る」という事実のなかに認めているが⁽²¹⁾、クレイグ教授のこの論文における結論的な部分は、日本のもっとも合理的な哲学とみられる儒教思想の影響下に育った福沢には、パートンの哲学としての理神論を受容する十分な素地があったのではないかと、という説が仮設として提示される。「福沢がもしかすると、パートンの哲学のなかに彼自身の哲学と両立しうる特徴、つまり日本の思想から西洋の思想への架け橋となるものをいくつか見出したからである」⁽²²⁾。この点について、クレイグ教授は、究極的な力あるいは秩序という概念を、天 (Heaven) という理念によって表現した福沢が、これをもって自然主義的であると同時に形而上的なものとして把握し、さらに科学法則と等置しているところから、スコットランドの哲学にみられる神 (deity) という概念と比較検討することの必要であることを訴えている。

この結論は、福沢論吉研究者を含む日本近代思想に関心をもつ人々にとっては、格別注目すべき見解とはいえない。だが、福沢の思想形成に決定的な役割を果たしたと思われるチェンバーズの経済書の著者が、ディヴィッド・ヒュームの著名な伝記者であり、この書物のわずか三年前に、専門的な経済学書を著したという脈絡からすれば、当然、ヒュームの経済思想から影響をうけ、あるいは、同時代人としてその理論がひろく支持されたジョン・スチュアート・ミルとの関係について黙過するわけにはいかない。この点が等閑に付せられるとすれば、それは、ヨーロッパの思想と日本の近代化の中核ともいべき福沢論吉の啓蒙思想との関係において、ひとつの重大な局面を脱落させると言っても過言ではない。

注 (20) 前掲書、223頁。

(21) 前掲書、222頁。

(22) 前掲書、221頁。

(三)

すでに指摘したように、福沢が、チェンバース経済書を、いつどこで手にいれたか必ずしも明らかではない。だが、この経済書から福沢がいかに深い経済学認識を得たかを示す一節が、『自伝』のなかに見出される。

先ず其時の徳川政府の頑固な一例を申せば斯う云ふことがある。私がチェンバー〔チェンバース……引用者〕の経済論を一冊持て居て、何か話の序に御勘定方の有力な人、即ち今で申せば大蔵省中の重要な職に居る人に其経済書の事を語ると、大造悦んで、どうか目録だけでも宜いからは是非見たいと所望するから、早速翻訳する中に、コンペチジョンと云ふ原語に出会ひ、色々考へた末、競争と云ふ譯字を造り出して之を當拵め、前後二十条ばかりの目録を翻訳して之を見せた所が、其人が之を見て頻りに感心して居たやうだが、「イヤ茲に争と云ふ字がある、ドウも是れが穩かでない、ドンナ事であるか。⁽²³⁾

われわれはここで、**competition** を「競争」という日本語に初めて訳した者が福沢であることを知るが、問題は、当の幕府高官の拒否的な態度である。

「どんな事って是れは何も珍らしいことはない、日本の商人のして居る通り、隣りで物を安く売ると云へば、此方の店ではソレよりも安くしやう、又甲の商人が品物を宜くすると云へば、乙はソレよりも一層宜くして客を呼ぼうと斯う云ふので、又或る金貸が利息を下げれば、隣の金貸も割合を安くして店の繁昌を謀ると云ふやうな事で、互に競い争ふて、ソレで以てちゃんと物価を定まれば金利も極まる、之を名けて競争と云ふので御座る」。

「成程、爾うか、西洋の流儀は、きついものだね」。「何もキツイ事はない、ソレで都て商売世界の大本が定まるのである」。「成程、爾ういへば分らないことはないが、何分ドウモ争ひと云ふ文字が穩かならぬ。是れではドウモ御老中方へ御覧に入れることが出来ない」と、妙な事を云ふ其様子を見るに、経済書中に人間互いに相譲るとか云ふやうな文字が見たいのであらう。例へば商売をしながらも忠君愛国、国家の為めには無代価でも売るとか云ふやうな意味が記してあったらば気に入るであらうが、夫は出来ないから、「ドウモ争ひと云ふ字が御差支ならば、外に翻訳の致しやうもないから、丸では是れは削りませう」と云て、競争の文字を真黒に消して目録書を渡したことがある。此一事でも幕府全体の気風は推察出来ませう。⁽²⁴⁾

福沢が、ここで、**competition**、競争の意味を幕府の要人に説明したとき、チェンバース経済書(PE)の目次のなかで、‘Society, a competitive system’ と ‘Objections to the Competitive System considered’ の二節から得た知識をもってしたのであらう。ところで、ここでふれられている「競争」の意義については、『政治・社会経済学』(Political and Social Economy……PSE)のなかで、

注(23) 『福沢論吉全集』、第七卷(福翁自伝ほか)、148頁。

(24) 上掲書、149頁。

より詳細にふれられている。まず PSE のなかで、競争は、どのように理解されているであろうか。この両者について比較検討してみる必要がある。

福沢が幕藩体制の危機的状況のなかで、「競争」という資本主義経済の第一原理ともいべきものに注目したのはさすがである。ヨーロッパ経済社会の根底にあって、これを支配するものが自由と競争であることを理解したのは、まさに、このチェンバーズ経済書 (PE) から得られた認識であり、『西洋事情外編』巻之一には、その内容が迫力ある文章をもって綴られている。「人生の通義及び其職分」として、

天より人に生を與ふれば、又従て其生を保つ可きの才力を與う。然れども人、若其天與の才力を活用するに^{あた}當て心身の自由を得ざれば、才力共に用を為さず。故に世界中、何等の国たるを論ぜず何等の人種たるを問はず、人々自から其身体を自由にするは天道の法則なり。即ち人は其人の^{あた}人にして猶天下は天下の天下なりと云ふが如し。其生るゝや束縛せらるゝことなく、天より付與せられたる自主自由の通義は、売る可らず亦買ふ可らず。人として其行ひを正ふし他の妨げを為すに非ざれば、国法に於ても其身の自由を奪取ること能わず。

自由というものの神聖不可侵であることを主張した後、さら職業選択の自由のような具体的な問題についてふれる。

今、給料を受て人に奉公する者は、或は其身不自由なるに似たれども、其実は然らず。奉公の人にては其身体は其人の身体にて、煩勞の代には給料を受け、一身の処置を為すに他より之を問然する者あることなし。

右所述の自由の趣意は、国の制度に於て許す所にて、之を人民普通の自由と^{なづ}名く。⁽²⁵⁾
福沢が翻訳した PE のその個所を、試みに以下に引用してみよう。

Individual Rights and Duties

While God has given man the gift of life, he has also given him the capacity to support that life, provided he duly employs the means. This capacity for exertion, however, would be useless without liberty to use it. Accordingly, every human being, of whatever colour or country, has, by a law of nature, the property of his own person. He belongs to himself. In ordinary language, *man is born free*.

This freedom he is not at liberty to sell or assign. Neither, in justice, can any one take away his personal freedom, so long as he conducts himself properly and does not injure his neighbours. A man may enter into a contract to serve another for a length of time, for hire; but in doing so he still retains the property of his own person, enjoys the fruits of his own industry, and no one is entitled to intrude on his domestic arrangements. In law, this degree of liberty is called *civil liberty*—that is to say, liberty secured by the laws and subject to the regulations of the civil

注 (25) 『福沢諭吉全集』、第一巻、『西洋事情外編』、巻之一。

(26)
government.

福沢が、いかに深い影響をこの書からうけたか、とりわけ、イタリックで印刷されていた ‘Man is born free’ という、あたかも啓蒙思想家ジャン・ジャク・ルソー (J. J. Rousseau) を髣髴とさせるような文言、そして、「市民的自由」、福沢は、「人民普通の自由」と訳しているけれども、‘civil liberty’ などには、殊更、感動を覚えたのではなからうか。後に、『福沢文集二編』のなかに収められた「三田演説第百回の記」のなかに、福沢は若かりし日を追懐し、慶応義塾内に漲るはげしい洋学研究の空気を物語ったつぎの一節がある。

「四年を経て慶応三年の春、諭吉は又「アメリカ」に航し、此度は前に比すれば、資本も豊にして、多分に英書を買入れ、一私塾生徒の用に供して不自由なき程のものを携^{たずさえかえ}帰たり。即ち其書類は辞書の外、英氏 (John Francis Wayland のこと……引用者) の経済論、「クアッケンボス」の窮理書、文典、米国史、「パーレー」及び「グードリチ」の万国史、英国史等、何れも皆古今未だ曾て目撃せざる所の珍書にして、就中其経済論の如き、初は之を読むこと頗る困難なりしかども、再三再四復読して漸く其義を解すに及び、每章毎句、耳目に新ならざるものなく、絶妙の文法、新奇の議論、心魂を驚破して食を忘るゝに至れり。同時に又英氏の修身論を得て之を研究し、始て仁義五常の外に又道德の教あるを知り、此時に諭吉は正に「チャンブル」氏「エコノミー」(西洋事情外篇原書)の翻訳に従事し、社中小幡君兄弟を始めとして数名の同志、夜となく日となく、此を談じ彼を話して余念あることなし。」⁽²⁷⁾

福沢が、‘right’を「通義」、‘duty’を「職分」、そして‘civil liberty’を「人民普通の自由」と訳したとき、まさに「每章毎句、耳目に新ならざるものなく」、従ってまた「絶妙の文法、新奇の議論、心魂を驚破して食を忘るる」に至った心境を、人はよく理解できるであろう。そうした新奇の議論のなかに、‘competition’すなわち、競争の原理があり、福沢の心をとらえたのであった。今日、市場経済とか競争原理が流行語となっているが、バートンのこの書から、福沢は、自由主義的経済組織の本質に迫る問題に肉薄したのである。

ところでバートンは、この競争について PSE のなかで、かなり明確に論じている。彼は、経済的自由主義の原則的な支持者として、この競争にたいする反対論にふれて、「競争こそはあらゆる強力なそして心からなる努力の魂」(‘the soul of all strong and hearty exertion’)であるとし、自由な競争を抑制しようとする国家的な規則や資本と賃労働への干渉などには反対であり、当然、そうした国家的統制の原則に立つ社会主義や共産主義に反対の態度をとる。

このような生産にたいする国家的規制や労働と資本への干渉のあらゆる他の企てにたいする

注 (26) *Political Economy, for Use in Schools, and for Private Instruction*, London and Edinburgh. 1873, pp. 3~4.

(27) 『全集』、第四巻、477頁。

(28) John Hill Burton, *Political and Social Economy, Its Practical Applications, with an Introductory Essay "John Hill Burton and Popular Economic Thought in the Age of John Stuart Mill" by Joseph Dorfman*, New York, 1970. p. 30.

われわれの基本的な反対は、広汎な金銭上の議論であって、それは、原則として社会主義や共産主義のようなあらゆる理論に適用できる。すなわち、もし競争が廃止されるならば、労働の報酬がそこから引き出される基金が失われる（傍点部分、原書はイタリック）。労働者のわけ前が公正であるか否かにかかわりなく、競争がなければ、基金が存在し得ないのは、あたかも植物が、太陽がなければ生存できないのと同じである。⁽²⁹⁾

パートンの競争にたいする信仰にも近い確信は、一般に、流布していたが、社会主義が「競争という人間の性向を毒しようとするものである」という議論は、一步前進したものである。

このような競争にたいする無条件の支持を訴える叙述は、当然のことながら、福沢やその門下生に深い影響を与えた PE のなかでも展開されている。しかしその筆致は、やや抑制され、社会主義や共産主義にたいする攻撃も柔軟なものとして現われることに注意しよう。1849年に公刊された PSE と三年経った1852年に匿名で出版された PE との差は、一体何を物語るものであろうか。

共産主義が、PSE ではげしい論調で批判の対象となったことは、以下の叙述からも明らかである（傍線の部分はイタリック）。

共産主義者は、人工的な手段によって、社会を組織しようと提案する。われわれは自然を助けるだけで、それを自然のままに任せようとする。彼らは産業を規制 (regulate) しようと提案するが、われわれはそれを自然に任せ、法律が、たんなる保護以上の援助を与えないようにする。以上のように、共産主義にたいし自由放任主義を対置し、さらに、資本、生産、分配などの問題について両者を比較対照したのち、つぎのように結論を提示する。

共産主義者は、競争を産業秩序の災厄の原因であると考え、そこでそれを抑圧しようと望む。われわれは、競争こそが、健全な産業の魂であると信ずる。そこで、それを、成功させた勤勉な諸階級の人々の成功の原因であると主張する。われわれはまたつぎのことを主張する。競争が無かったり、あるいは不充分であることが、貧しい人々の原因である。それゆえわれわれは、競争の増大のなかにこそ、社会のより貧しい階級の人々の状態の改善の主要な手段があるだろうと思う。⁽³⁰⁾

共産主義ないし社会主義にたいするパートンの批判は、当時すでに広く知られていたフランス社会主義者、フリーエやサン・シモンあるいはサン・シモニアン等から得られた認識によっていたが、⁽³¹⁾これに比べるならば、PE における社会主義における叙述は、実に簡単というほかはない。それどころか、社会主義という言葉自体が使われず、婉曲に、‘連合制度’ (associative system) という表現にとって代られていることである。

このような反対をする（競争的な制度に反対すること……引用者）人々は、よりよい社会状態が、個人的な競合 (emulation) や競争をまったく取り除き、その代りに連合的な制度を打ち樹てる

注 (29) *ibid.*, p. 229.

(30) *ibid.*, pp. 222~223.

(31) *ibid.*, pp. 224~227.

ことによって、つくり出されることを示そうとしている。

社会主義批判の態度は、この‘associative system’批判とも共通しているが、communism 又は socialism を、バートンはわずか三年後の PE においては、何故に、このように改めたのであろうか。しかもその叙述はきわめて簡潔であるため、社会主義についての認識を、福沢やその門下生たちが、この書の内容からどの程度学んだかは明らかではない。おそらく啓蒙書としての用途からして、抽象的な論理の展開を避けるため、socialism や communism という表現をさけたことも考えられる。

(四)

ところでいまや、PSE と PE との関係、PE が福沢諭吉に与えた影響を理解した上で、ディヴィッド・ヒュームの思想に傾倒し、その浩瀚な伝記の作者バートンが、ヒュームの思想の媒体となつて、福沢にどのようにして投影しているか、言い換えれば、間接的にはあれ、福沢の思想を構成する何かは、バートンを介して、ヒュームに負うているところがあるのではないか、ということである。これはいわば、筆者の想いつぎであり、ひとつの試論たるにとどまるが、敢えて結論的にのべることにしよう。

福沢が、チェンバーズ経済書、すなわち PE の内容の一部を、『西洋事情外編』巻之一において翻訳紹介したことは、すでに指摘したところである。だが仔細にこの『西洋事情』を読めば、「巻之二」および「巻之三」も、かなり多く PE に負うていることが推察される。そのなかでとくに注目すべきことは、福沢がバートンの所説に深く影響され、しかもバートンもまたその理論がヒュームに負うていると思われる個所も少くないという事実である。そのなかでもっとも特徴的と思われる問題のなかで、きわめて興味深い叙述は、私権、すなわち私的所有権にかんする一節である。

福沢は、「西洋事情外編」巻之三、においてかなりのスペースを割いて、いわゆる私的権利について「私有の本を論ず」のなかで論じている。

私有とは、価ある物を躬から為めに用ひ、或は自由に之を処す可き権を云ふ。物、或は人の用を為して甚だ大切なれども、其人の私有に非らざることあり。日光、大氣の如き、是なり。是二物の貴きことは家財服飾と同日の論に非らざれども、人の私有に非らず、即ち造化の賜物にて、万人共に享る所の物なれば、何人にてても特に之を私すること能はず。又政治の寛大なる国に於て、人々の身を自由にする有様を指して、其人の私有と云ふ可らず。蓋し斯る善政の下に立つ人民は、自から作せる^{おざわい}孽に由て身を束縛するに非ざるの外は、一夫として自由安身の地を得ざる者なければなり。又此理を拈して考れば、人の言に、往來の路を称して國中一般の私有と云ふこともあれども、実は私有品の名を下だす可らず。⁽³²⁾

この文章は、PE の一節、‘Origin and Nature of Property’ の冒頭の翻訳に近い。参考までに、

注 (32) 『福沢諭吉全集』第一巻、463頁。

この部分の原文を掲げよう。

Property is the right to enjoy and dispose of something valuable. A thing may be of great importance and use to us, and yet not our property: thus, the light of day and the air we breathe are far more essential to us than ornaments or furniture, but they are not property, because they are blessings of nature enjoyed by all. There never can be a question as to who is entitled to them, because all have them. In a free country, we are not accustomed to call personal freedom property, because all may enjoy it who have not lost it for some special cause. For the same reason streets and roads, which all may use, are not to be considered property, though sometimes, by a peculiar way of speaking, they are called public property.⁽³³⁾

福沢の叙述は、「卷之三」の全体に亘って、PEの原文にかなり忠実に翻訳を施したものであり、とりわけ、私有権にかんするいくつかの節は克明であるところからすれば、福沢が、近代社会の根底にある「私的権利」にいかに関心したか、私権というものが、まったく尊重されなかった徳川封建体制から脱して、日も浅い時代に、この問題の重要性を指摘しているのは理解できる。この私的所有権の問題の背景を成すものは、「市民的自由」(‘civil liberty’), 福沢の表現によれば、「人民普通の自由」であることは言うまでもない。

この‘civil liberty’についてふれている思想家として、アダム・スミス(Adam Smith)やアダム・ファーガソン(Adam Ferguson)の名が浮ぶ。福沢の云う「人民普通の自由」としての‘civil liberty’が、ヒュームの伝記的研究家バートンから受け継がれたとすれば、バートン自身、ヒュームの市民社会論から強烈な感銘をうけたであろうことが想像できる。そこでまず、ヒュームが、この点についてどのように考えていたかを考察することにしよう。

ヒュームは、その著作のなかで、「自由」について論じている。まず、1742年に出版された『道徳・政治および文学論集』(*Essays and Treatises on Several Subjects, Essays, Moral, Political, and Literary*, London and Edinburgh, 1742)の第二章において、「出版の自由について」(‘Of the Liberty of the Press’)についてふれ、第七章には、「市民的自由について」(‘Of Civil Liberty’)を論じている。そして1739年に出版された『人間本性論』(*A Treatise of Human Nature, being An Attempt to introduce the Experimental Method of Reasoning into Moral Subjects*, 1738)には、「第三部意志および直接的な情熱について」(Of the Will and Direct Passions)の第一節において、「自由と必然について」(Of Liberty and Necessity)を論じているが、これは、政治的・社会的な理念としての問題であるので、しばらく措き、前者の「出版の自由」および「市民的自由」について、ヒュームの言うところをきいてみよう。

彼はまず、イングランドにおける出版が、極端に自由である事実を挙げ、ある種の誇りをもって、二つの問題を提起する。すなわち、「英国(Great Britain)は、どのようにしてこのような独自の特

注(33) P.E. p. 54.

権 (a peculiar privilege) を享受するに至ったのか？」そして「このような自由の無制限の行使は、公衆にとって都合のよいものであるか、それとも不利となるものであるか」というのである。名譽革命によって、市民革命を最終的に完成した英国が、ヨーロッパ各国の模範となり、外国人にも広く読まれることを意識したヒュームの新鮮な問題提起であった。

第一の問題についてヒュームは、英国の無制限な出版の自由は、「混合的なわが国の統治形態」(‘our mixed form of government’) に由来するものである、と答えている、すなわち、「完全な君主制というのでもなく、さりとてまったく共和制的というのでもない」(‘neither wholly monarchial, nor wholly republican’)⁽³⁴⁾ というのである。ここで読者は、福沢諭吉が、『西洋事情』巻之一の冒頭に、英国の政治は三様の政治を混同せる一種無類の制度なり」とのべ、立君、貴族合議および共和政治の混合形態をあげているのを思い起すであろう。ヒュームは、英国の政体が、絶対王制と共和制との中間におかれることによって、権力の象徴ともいべき治安判事は、「人民に嫉妬心をもち、人民もまた治安判事を嫉視しない」というのである。

福沢の言う「モナルキ」(Monarchy)、「アリストカラシ」(Aristocracy) および「レポブリック」(Republic)は、勿論、パートンの PE の翻訳であるが、パートンは、ヒュームが政体を、monarchy と republic に分類し、aristocracy を問題にしていなくても、その政治論から影響を受けたことは明らかである。更に彼の書中、「第十二章市民的自由について」(Essay XII Of Civil Liberty) と PE の関係について、どのような脈絡が辿られるか論じられる必要がある。

ここで、ヒュームが言うところの「市民的自由」とは、商業および経済的活動の自由である。

「商業は、自由な政府の下でしか繁栄しないということが、一般にうけ入れられた見解であり、この意見は、芸術や科学にかんしても、長期の、より広い経験によって根拠のあるもの⁽³⁵⁾ある

市民的自由が保障された自由な政府と絶対主義的政府とを比較して、ヒュームは、つぎのように主張する。

それゆえ商業とは、私の意見では、絶対主義政府の下では衰退しがちである。何故なら、ここでは、商業は、安定的でないというよりは、名譽ある業務とは思われぬからである (not because it is there less secure, but because it is less honourable)。身分の従属が、王朝の維持のために絶対に必要である。出生、称号および地位が、産業や富を凌いで名譽とされなければならない。そこでこのような見解が支配的であるところでは、あらゆる相当な貿易業者は、特権や名譽が付随しているある種の役職を買うために、彼らの商業など投げ棄ててしまうであろ⁽³⁶⁾う

このようなヒュームの思想が、パートンを媒介にして福沢に伝えられたが、より具体的には、私

注 (34) David Hume, *Essays and Treatises on Several Subjects, Moral, Political and Literary*, vol. 1. London and Edinburgh, 1742, p. 9.

(35) Ibid., p. 101.

(36) Ibid., pp. 102~103.

権をめぐる論議のなかで明らかにされよう。すでに、PE にあらわれた *property* の思想と福沢の私的所有権にかんする見解とを比較検討したが、その両者の源流ともいうべきヒュームは、どのように考えていたのであろうか。

人間の財産とは一体何か。それは、彼が利用し、ただ彼だけが使うことが適法であるところの何かである。しかしわれわれは、これらの目的を区別するところのどのような規則をもつことができるのであろうか。ここでわれわれは、法令、慣習、先例、類例および多くの他の事情を利用しなければならない……。しかしながら、すべてが公然と落着する窮極点というのは、人間社会の利益と幸福である。この点が考慮されないところでは、正義や財産にかんするすべての、あるいは大抵の法律より奇妙な、不自然な、そして迷信的に見えるものは何もない⁽³⁷⁾（傍線部分は、原文、イタリック）。

この叙述だけでは、ヒュームの私有についての見解とパートンのそれとの関係は必ずしも明らかではない。しかし、その『人間本性論』のなかで、ヒュームが詳細に物語っている「財産と富」を読むとき、パートンがこれから影響をうけていることを推察しうるのである。

ヒュームは、〔第十章財産と富〕の冒頭において、さらにつぎのようにのべている。

But the relation, which is esteemed the closest, and which of all others produces most commonly the passion of pride, is that of *property*.

This relation 'twill be impossible for me fully to explain before I come to treat of justice and the other moral virtues. 'Tis sufficient to observe on this occasion, that property may be defined, *such a relation betwixt a person and an object as permits him, but forbids any other, the free use and possession of it, without violating the laws of justice and moral equity*.⁽³⁸⁾

以上のヒュームの財産権にかんする規定が、まさに、パートンを経由して福沢に影響を与えている一節として、以下の文章が興味深い。

私有の通義とは、各人私に有する所の物を其人の自由に從て之を用ひ、自由に之を勉し、自由に之を楽しむ、国の法律を敗るにあらざれば分毫も敢て他の抑制を受けざるを云ふ。⁽³⁹⁾

明らかに、ヒュームと福沢には一脈の思想的系譜関係を認めることができよう。では福沢は、この市民社会の基本原則、私的所有の理論を、幕末の一時期、啓蒙書、『西洋事情』のなかで、パートンの叙述を籍りて叙述するにとどまったのであろうか。否、そうではなかった。明治二十年十月六日から十二日まで、四回に亘って、『時事新報』に掲載された「私権論」は、私的権利、私的所有権を含む基本的人権が重要であることを指摘し、憲法発布を数年に控えながら、わが国においてはその確立がまったく未成熟であることを痛烈に批判したものである。

注 (37) *ibid.*, vol. II. pp. 264~265.

(38) D. Hume, *A Treatise of Human Nature*, Oxford and Edinburgh, 1817, vol. I. p. 403.

(39) 『福沢論吉全集』第一巻、500頁。

彼はまず、私権の尊重が、市民生活にとって、大切な所以を、いわゆる「官尊民卑」の風潮を批判するなかで明らかにしようとした。

今日の官尊民卑は単に士尊民卑の変形にして、其精神は今も昔も相互に彷彿たるものゝ如し。凡そ今の官途に在る者は其上流下流に論なく、一種特別の地位に居り特別の権力を授けられたるものゝ如くにして、其人民に接するや常に対等の礼を用いることなし。抑も官吏たる者には公務の職掌ありと雖も、其公務なるものは日本人の為す可き仕事の一部分にして、公務私務相並らべ、公務なれば特に大切に私務なれば貴重ならずとの理由はある可らず。⁽⁴⁰⁾

官吏の等級が、上下整然として貴賤の別があるのは、恰も平民の上に位するかのような印象をあたえる。たとえば爵位であるが、福沢は、「元来爵位の等級は其種族中の等級にして人民の関する所にあらず」として、「公爵は侯爵より貴く、伯爵は子爵よりも上なりと云ひ、二位は一位より軽く、五位は四位なりと云ふも、唯是れ有爵有位者中に行はるゝ上下貴賤の別たるに過ぎず」と云う。

要するに、官等級と称せられるものは、「唯その官用部内に止まること何れの国も同様たる可き筈たるに、独り我日本に於ては則ち然らず……」。官を民の上におこうとする。

このような風潮にたいして福沢は、私有権、私的権利の確立こそが、市民社会の原理であるという認識が、わが人民には乏しいことを指摘して、つぎのように言う。

抑も人生の私有は生命榮譽と共に貴重なるものにして、其得失は身の一大事たるにも拘はらず、彼の家屋を取払ひ、軒先を切り、又私有地等を云々するに付き、其事の滑に行はれて故障の少なきは何ぞや。一方より見れば人心の従順愛す可きに似たれども、若しも人民に私権の思想あらんには、其時に際して多少の困難苦情に逢ふの常なる可し。我輩は其苦情多きを悦ぶにあらず、……多年の事跡より全体の氣風を視察すれば、我日本人民は私権の得失に穎敏なる者と云ふ可らざるが如し。⁽⁴¹⁾

福沢がここで、私権の重要性を指摘していることに注意しよう。明治初年、東京府下高輪通りの海岸に一面に立ち並び、茶屋、休息所、飲食店を営んでいた庶民が、一斉に立ち退きを命じられ、海岸通りの家々は尽く取払われ、「無数の営業人は一時の難渋名状す可らざるほどの次第なりしかども、止むを得ざればとて何れへか分散」したが、ただ問題とすべきは、「然るに爾来十幾年を経て今日に至れば、此豁然たる海岸に沿ふて新築を始め、家屋漸く軒を並べて旧時の高輪に復せんとするの状あり」。⁽⁴²⁾

時の政府の都合によって、「公」の名において、「前年は故さらに之を取払い、近年は更に之を新築す」という情況にたいして、福沢の慨嘆は共感に値しよう。

我輩は、此辺に家屋の有ると無きとに付き少しも議論する者にあらず、如何様にも苦し可らざるものなれども、……唯驚く可きは、曩き家屋の住人等が家を棄るの容易にして何の苦

注(40) 『福沢論吉全集』第十一卷、376頁。

(41) 上掲書、380頁。

(42) 上掲書、380頁。

情もなかりしの一のみ。徳川時代は擱き、維新以来二十年来今日に至るまでの事跡を吟味したらば、此類の例は随分多かる可し。結局今世の日本人民に向て私権の事は共に語る可らざるものか。⁽⁴³⁾

当時、民権を云い、選挙や議會政治を論ずる知識人は多かつた。しかし、福沢のように、私権を問題にした思想家は実に例外的ではなかつたらうか。十月十日の「私権論」のなかで、つぎのように論じている。

何れの国に於ても其人民の私権を重んぜざるものあらんか、私有、生命、榮譽、共に危くして、甚だしきは弱肉強食の惨状を呈し、一日も立国の体を成さざる可し。左れば人民の私権を堅固にするは立国の大本にして、之に政権を得せしむるは第二の要なりと云はざるを得ず。⁽⁴⁴⁾

一国社会に政府を建てるのは、あくまでも人民の便利のためであり、「半身は被治者にして半身は主権者、半身は私にして半身は公、半身は民にして半身は官たる姿」であり、「自分の法を以て自分を支配し、自分の思ふ所を以て自分に命ずる」ともいうべき立憲代議政体を実現するために、私権の基礎未だ固まらないこの国に、国会開設を行おうとすることに、福沢は、深刻な憂慮の念を吐露している。

傾聴すべきことは、世のいわゆる民権論者が、政権や参政権の論議に熱しながら、私権について論ずることが少ないことをつぎのように説いている。

今の日本国人は政権の事を喋々して参政云々の論に熱するよりも、近く一身の私権を衛るの工風こそ肝要なる可し。……私権未だ固からずして之を犯す者も犯さるゝ者も平気なるが如き漠然たる社会に、唯熱して政権のみの事を講ずるは、或は事の前後緩急を倒にするの譏を免かれざる可し。私権は直に身に附し家に属して須臾も等閑にす可らざるものなり。⁽⁴⁵⁾

いわゆる政談者流が、「私権の重きを知らず、軽々之を看過して唯熱して政権を求め、政治社会に好地位を得て宿昔の志を伸ばさんとする者も甚だ少なからざる」状況を、福沢は憂えた。

福沢の「私権論」は一代の名論卓説と思われるが、この文章の末尾に近いつぎの一節は、きわめて示唆的というべきであろう。

近来東北の某地方には常に政談の流行するものありと云ふ。元来東北は養蚕製糸の場所柄にて、人民の生活甚だ易く、天下一般の不景気にも拘らず、此場所ばかりは殖産の繁昌に揚々として、洩き政談などは行はる可らざる筈なるに、今の實際に於て然らざるは何ぞや。其地に就て仔細に内外表裏の事情を詳かにしたならば、土地の人民は昔年曾て其私権を全ふすること能はざりしの実を發明することもある可し。以上は唯東北の一例なれども、方今全国の所在に心事頼母しき実業者にして政権の事に熱する人物あらば、其人物は必ず自ら曾て私権を犯されたる者か、又は他の之を犯し犯さるゝの実況を目撃して情に堪へず、遂に身を忘れて奮発したる

注(43) 上掲書、380～381頁。

(44) 上掲書、384頁。

(45) 上掲書、386頁。

者なる可⁽⁴⁶⁾し。

福沢の識見の高さは、民権や国権の基礎に私権、すなわち基本的人権の横たわっているのを看破したところにあるのではなかろうか。

国会の開設も近きに在りと云ふ。いよいよ之を開設するに付き、其準備云々の談は我輩の毎度聞く所なれども、国中に私権の基を固くするの一事は、準備中に至大至重の要件にして、此一事完全ならざるに於ては、国会も亦一場の議論会たるに過ぎざる可し。故に国会をして其品格を高尚にして一国議政の府たる名に愧ることなからしめんとならば、先づ其人物の私権を重んじて人の品格を高尚ならしむ可⁽⁴⁷⁾し。

福沢の私権は、civil liberty, すなわち「人民普通の自由」および property の論理を、ジョン・ヒル・バートンを通じて会得したものであるとすれば、バートンを祖述者としてもつディヴィッド・ヒュームは、福沢論吉の思想に、間接的とはいえ、微妙な影を投じている、と言っては言い過ぎであらうか。 (名誉教授)

注(46) 上掲書, 389頁。

(47) 上掲書, 389頁。